

陳述書について

執行裁判所から差押えに係る債権の存否等について

陳述するよう催告された第三債務者の方へ

- ① 陳述書の作成に当たっては、陳述書用紙をよく読み、必要事項を正確に記入してください。
- ② 「陳述書」用紙2通の該当箇所に記入し、1通は同封の裁判所あての封筒に入れて書留郵便で返送してください。もう1通は、同封の債権者あての封筒に入れて債権者に郵送してください。
- ③ 第三債務者は、催告に対して、故意又は過失により、陳述をしなかったとき、又は不実の陳述をしたときは、これによって生じた損害の賠償をする責任があります。